

令和2年度第1回小鹿野町総合教育会議会議録

開催日時 令和2年7月30日(木) 午後3時
開催場所 両神ふるさと総合会館 研修室A
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後5時02分

出席状況

町長	森 真太郎	出席
教育長	笠原 浩	出席
教育委員	齊藤 榮一	出席
	宮原 博忍	出席
	中山 正	出席
	中藤 近	出席

その他会議に出席した者

社会教育課長	茂木 寅二	秀樹
学校教育課長	南徳	直昇人
学校教育課主任	岩本	仁士
総務課長	新井	弘実
総務課副主幹	上井	正彰
学校教育課指導		男
主事兼副主幹	小野	
社会教育課主任	肥沼	
行政専門員	山本	
学校教育相談員	藤武	

傍聴者 なし

会議録署名 笠原 浩

日程

日程第1

会議録署名委員の指名

日程第2

議事

- (1) 文化財の保護について
- (2) 歌舞伎の伝承支援について
- (3) 学校における働き方改革基本方針について
- (4) G I G Aスクール構想の進捗状況について
- (5) 学校休業期間中及び再開後の児童生徒の生活に関するアンケート結果について
- (6) その他

会議の進行状況及び顛末

開会 午後3時

町 長

あいさつ後、全員の出席を確認し、令和2年度第1回小鹿野町総合教育会議の開会を宣言する。

以下、日程に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。
よろしくお願ひ申し上げます。

町 長

まず、日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員の指名については、笠原浩教育長を指名いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

「はいの声あり」

町 長

次に日程第2 議事に入ります。

(1) 文化財の保護についてを議題とします。社会教育課より説明をお願いいたします。

社会教育課長

本日、社会教育課から山本行政専門員と肥沼主任が同席させていただきますので、議事の(1)・(2)について説明させていただきます。

肥沼主任

初めに(1)文化財の保護について説明させていただきます。文化財を取り巻く状況といたしまして、昨年の4月に文化財保護法が改正されました。今まで以上に文化財の保護と活用を重視するようにという国の指針が出ております。埼玉県でも昨年文化財保護大綱が出され今後の方針が示されました。それに基づいて町としても文化財の保護と活用を図って行きたいと考えております。

現在の町の文化財の状況について説明させていただきます。文化財には種類がありまして、文化財保護法に基づく国の指定の文化財が2件、埼玉県文化財保護条例による県の指定文化財が25件、小鹿野町文化財保護条例による町指定の文化財118件があり、その他指定以外のものを含めますと町内には146件の文化財があります。この数につきましては、埼玉県内の町では県指定の数が小鹿野町が一番多くなっております。また、町で指定している文化財の数も他の市町村と比べて多い方になっております。それだけ今まで、文化財に指定して保護していく体制が取れていたというような形になっています。

文化財の指定区分以外にも種類でいろいろ分かれています、建造物、絵画、陶芸品、彫刻、古文書、書跡、典籍、考古資料、歴史資料などの形のある有形文化財が78件と約5割を占めています。また、無形文化財については1件のみ甲源一刀流の形が指定されておりますが、無形の物や屋台や笠鉾などの有形民俗文化財が13件、歌舞伎や神楽、獅子舞などの無形民俗文化財が22件、史跡や天然記念物などの記念物が27件というような指定の状況となっております。

今回は、この中でも有形文化財などの形の有る物を中心にお話しさせていただきます。形が有る物ですので文化財のように長年

時間が経過しますと傷みが出てきます。そういう物を今後長く保存・継承していくために文化財保存事業として修理などを実施する際は、各指定主体が補助金を申請し事業を行っております。町では小鹿野町文化財保存事業補助金交付要綱により町も補助を行って文化財の保存・継承を行っております。平成元年から30年度までの文化財保存事業として行われた修理の総経費は4億を超えているものが事業費となっております。平成年間にいろいろな物を修理しております、小鹿野春祭りで曳行される腰之根の笠鉾と新原の笠鉾を三層に復元するような事業でしたり、法性寺の観音堂の整備事業なども行われております。こういった事業を行っておりますが、この事業費4億の内訳といたしまして町指定の文化財については半分が町補助、半分が地元・管理者・所有者の負担という形になっております。平成年間にいろいろな修理をしておりますが現在もいろいろ修理が必要な物が残っております。

現在問題になって来ているのが、負担が出来ないために修理が出来ない文化財がだんだん出てきております。個人所有の物については所有者一世帯の負担となります、春祭りで曳行する腰之根笠鉾や新原笠鉾、羽黒神社の舞殿などは世帯割をしても一世帯の負担がかなり多くなければ修理が出来ない状況であり、このあたりも今後の文化財の維持に問題がある状況になりつつあります。こういった状況もありまして、現在行っている修理事業につきましても、法養寺薬師堂の木像十二神将立像と木像日光菩薩・月光菩薩立像を現在修理しているところですが、こちらの修理費用が約1,700万円かかっております。県の指定の文化財ですので4分の2を県が補助し、残りの4分の1を町が補助します。そうしますと、更に残りの4分の1である約430万円は地元で負担しなくてはいけないということとなり地元でも取り掛かれずにいましたが、4分の1である約430万円を民間の三菱財団から助成金を得ることができます。また、町指定の飯田屋台につきましても平成27年から文化庁の補助金を用いて修理事業をおこなっておりますが、こちらにつきましても当初は文化庁の制度で自己負担が無いような状況で始まっていましたが、途中から国の制度が変わりまして15%自己負担をしなさいというような形になったのですが、当初自己負担が無いものを選んで採択された経緯がありましたので、こちらにつきましても特例で自己負担分を補助するような形になっております。また羽黒神社の舞殿については、かなり頻繁に修理が必要な物となっております。地元としては麦わら屋根をやめてトタン葺きにしてしまってなるべくお金を掛けたくないという要望を町の方にいただいておりますが、麦わら葺きが無くなってしまうと景観的に指定した当初と変わってしまいますので、なるべく維持をしていくために特例で町で全額補助をし、維持していく期間を延ばす工事も検討しているところであります。

文化財を保護するための一帯の負担も多くなってきており、各世帯に負担のお願いをする町内も厳しい難しい状況になっており、この状況は今後も進んでいくと思われます。平成年間の修

理を進めた頃の平成2年時点の国勢調査での町民の数というのが15,919人居りましたが現在は11,500人を割り込んでおりまして、今後の見込といたしましても25年後の令和27年では5,488人、令和32年では4,520人と現在の半分以下の人口になった場合、文化財の所有者や管理している耕地なども人口が半分くらいに減るのを考えますと一世帯あたりの負担というものがかなり大きくのしかかってくるものと思われます。

そのため、今後の文化財保護を考えた場合に負担の町民全体での均衡化をしないと文化財が継承されずに無くなってしまう恐れがあると考えております。そこで、文化財所有者や管理者の負担軽減のために1つの案を考えてみたので説明させていただきます。小鹿野町文化財保存事業補助金交付要綱では文化財保存事業に要する総経費を補助対象とすると謳われております、その補助率というのが町指定のものに関しては2分の1以内、国指定のものは総経費から国の補助金を差し引いた額の2分の1以内、県指定の場合は総経費から県の補助金を差し引いた額の2分の1以内の額とされておりまして、それ以外の場合ですと町長が必要と認める額とされておりますので、現在特例で行っているものはこちらの要綱で行われております。これで行きますと2分の1は地元が負担するというのが基本となりますので、今後人口が減っていく、若しくは所有者数や管理者数が少なく修理に大きく負担がかかる場合の負担軽減案としまして、負担する金額によって負担率を加算・減算するというものですございます。個人所有のものは財産の問題がございますので一度除きまして、保存事業費に対する今までどおりの補助金交付の仕方で算出した自己負担額から所有者及び管理者1人当たりの負担額を算出し、その額に応じて補助率に対して1人当たり1円から1,000円の負担の場合は10%減算、1,001円から3,000円の場合は5%減算、3,001円から5,000円の場合は今までどおり2分の1、5,001円から10,000円の場合は5%加算、その後は5,000円ごとに5%加算をしていくような考え方で、1人あたりの負担額が30,000円以上になると頭打ちになり30%加算ということで町で8割負担をするような方法を1つの案として考えてみました。試算として平成29年度に行った事業を作り直したものとなります。1つ目として、春祭りで曳行する上町屋台の保存修理で屋台の天井の修理を行いました。総経費が100万円かかりまして町の補助金が238,000円、県の補助金が277,000円、地元負担が239,849円で実施いたしました。1世帯あたりの負担額が610円、1人当たりの負担金が271円というような金額が算出されます。この場合1,000円未満ですので10%補助金を減算する形となりまして、191,000円が町の補助額となります。これにより地元負担額が286,849円と増加しますが世帯でみると730円、人でみると325円となりそこまでの負担増にならないというような形となります。次に羽黒神社の舞殿修理ですが、修理費用に157万円かかり所有者と町で2分の1ずつの負担となります。そのため町も所有者も786,000円の負担となり1人あたりの負担額が14,3

00円となります。算出額が10,001円から15,000円に該当しますので10%補助金を加算する形となりまして、町の補助金が943,000円となり地元負担額が629,000円となります。これにより1人あたりが11,500円となります。

直ぐにこの計数で動くというよりは、こうした形での所有者・管理者の負担軽減をおこなって行き、今後文化財の保護を長くしていくための手段を講じなければ、今後二十数年で人口が半減するような形ですので、そういうった際に修理が出来なくなる状況は避けなくてならないという考え方から説明させていただきました。

町 長

はい、ご苦労さまでした。ただいま、肥沼主任から文化財の現状と今後の方針案について説明がございました。これについて委員の皆さんからご意見等をいただきたいと思いますので宜しくお願ひします。

近 藤

負担軽減案の1人当たり1円から1,000円の負担の場合は10%減算、1,001円から3,000円の場合は5%減算となっていますが、文化財保護をアピールするのには減算を現状維持にしたら良いのではないかと感じました。予算的に可能でしたらお願ひします。

教育長

今日ここで説明させていただいているのは途中経過の報告であつて方向性の確認という意味合いで報告をさせていただいております。負担軽減案については簡単に進められるものではなく例として設定した数値であつて、方向性や考え方を理解していただくために示した数値になっています。

町 長

春日町の屋台蔵についてですが、屋台蔵自体は文化財ではないんですけど修理しないと今の状況では県の文化財の屋台を入れとく訳にはいかないと思っています。県の教育長にもお願ひしたが、県の補助要綱の中には生きているが財政が厳しいので県の文化財そのものへの補助も目一杯で先送りしている状況であるため、不動産まで手が回らないとの事であります。これについては、あとは町しかないので検討させていただいております。地元の負担も高額でありますし町の財政の問題もありますので、そういうたった金額が出せるかどうか大きな問題であります。

教育長

小鹿野町文化財保存事業補助金交付要綱の中に(4)その他町長が必要と認める額とありますが、これは地元が本気なら本気ほど町長が断ることが出来なくなるのではないかというふうに思います。そうすると補助要綱がどうなんだろうという事になってきますので、その点をカバーするためにも何らかの改善が必要なんだろうという事で負担軽減案などの取り組みをさせていただきました。この負担軽減案は地元だけではなくて町全体で文化財を守っていく、負担を少しでも均衡化を図ろうという取り組みでありますので、地元の文化財ではないのに自分の税金を使われるのはおかしいという意見もあるうかと思いますので、今までの文化

財保護とは視点が変わっていると思います。今までも半分は町の補助があった訳で、それを更に上回って必要なところには多く出していこうという考え方であって、将来的には町長の立場や人口が減っていくことを考慮したら何らかの対応が必要だろうというふうに思う訳あります。

町 長

次に、(2)歌舞伎の伝承支援について、社会教育課より説明をお願いいたします。

山本行政専門員

(2)歌舞伎の伝承支援についてご説明いたします。初めに経緯ですが、埼玉県で二百数十年の伝統を誇る歌舞伎芝居のうち、小鹿野歌舞伎は、上演形態・組織など全国屈指の内容を有する。これを地域全体で育成し、かけがえのない財産として保存・活用を図り、町の顔として全国に発信する「歌舞伎のまちづくり事業」を平成2年度から行ってきた。「歌舞伎の町」のイメージも定着し、小鹿野歌舞伎も彩の国さいたまを代表する民俗芸能に育っている。

当地域の特性を示すイベントになりつつある歌舞伎・郷土芸能祭（昭和46年度～）や後継者育成事業、小中学児童生徒を対象の普及事業などを継続して行ってきたことは、地域振興と伝統文化支援の一助となっている。

次に庁内の担当組織についてですが、庁内では、平成2年度より秘書企画課（当時）が地域間文化交流事業、あかもんま双書「小鹿野歌舞伎」刊行、旧埼玉銀行蔵（現夢鹿蔵）の歌舞伎写真展等を担当。教育委員会社会教育課が協力した。毎年の歌舞伎・郷土芸能祭では、平成8年頃から「歌舞伎横丁」を産業観光課（当時）が担当している。

彩の国さいたま芸術劇場で行われた「小鹿野歌舞伎公演・小鹿野祭り百景」は企画財政課（当時）が、小鹿野町・両神村合併後の平成18年度に開催した「第17回全国地芝居サミットinおがの」は、まちづくり推進課（当時）が主に担当した。現在は社会教育課が歌舞伎関係の事業を主に担当している。

続いて成果ですが、小鹿野歌舞伎を町の文化使節として派遣し、町の文化イメージアップを図った「地域間文化交流事業」も30年が経過し、これまで150回行ってきた。後継者養成事業も裏方を中心に行われ、数多くの後継者が育っている。

「小鹿野歌舞伎公演・小鹿野祭り百景」「全国歌舞伎・郷土芸能祭」（平成9年）、「全国地芝居サミット」（平成18年）などの開催、「小鹿野町子供歌舞伎ロシア公演」などの開催により、小鹿野歌舞伎は、町の顔として定着している。

課題ですが、平成2年度から始められた町の「歌舞伎のまちづくり事業」はすでに30年を経過し、当初の目的は、ほぼ達成したといえる。令和2年3月には「小鹿野歌舞伎さろん」もオープンを迎えた。小鹿野歌舞伎に関する事業・事務は主に社会教育課が担当しているが、交流公演の出演依頼やメディアの取材などが増大し、対応しきれない状況が生じている。

担当する職員は学芸員資格を有しているが、国指定天然記念

物「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」の保存活用、「ジオパーク秩父」推進や文化庁の「地域文化財総合活用推進事業」（飯田屋台復元修理）のほか、「薬師堂十二神将像」修理をはじめ、150件近い町内の国・県・町指定文化財の保存活用事業・補助金事務及び収蔵資料の管理（総合センター・旧両神中学校）を担当し事務量が多く、本来の学芸員としての職務に専念できる時間が限られている。

最後に今後の対応ですが、歌舞伎に関わる事業・事務を見直し、別表のような事務分掌の振り分けを考えたい。これにより、町外への文化発信は総合政策課、観光振興に関わるものはおもてなし課、伝統文化の保存は社会教育課というように本来の職務に合わせ、町職員が有している力を集結させ町全体で取り組み、事業をより充実したものに仕上げることができると考えている。

町 長

はい、ご苦労さまでした。ただいま、山本行政専門員から説明をいただきました。これについて委員の皆さんからご意見等をいただきたいと思いますので宜しくお願ひします。

町 長

結論的には、現在社会教育課で歌舞伎の全般をやっていただいているのですが、それを全庁的に歌舞伎のまち小鹿野としてPRを行ったり売り込んで行くには、そういう取り組みが必要ではないかということで、特に、おもてなし課の観光サイドの支援が必要であるということで今回の案が出されたものであります。

教育長

町の財産である小鹿野歌舞伎を今後ずっと現状維持していくためには、町として、組織として広く対応していくのが望ましいのではないかと感じます。特に、今は社会教育課が中心となっていますが社会教育課の中の一部の担当が主になっている訳であって、これを長く維持するのは難しいものがあります。ですから是非、広く組織をあげて対応していくことで長く守っていく体制をつくることが出来ると思っております。

先ほどの文化財保護よりも、こちらの方が急務で、出来ることならば早い段階で前向きな検討が望ましいと感じています。

宮 原

事務分掌の見直しは、今日の会議をスタートとして出来ないかという話しなのでしょうか。

町 長

今日の明日という訳にはいきませんが、来年度に事務分掌の見直しになるのかなと考えております。

山本行政専門員

補足となります。昨年9月に西武グループからの依頼で西武秩父駅前温泉祭の湯で上演された小鹿野歌舞伎は、おもてなし課が担当したという実績がございますので報告させていただきます。

近 藤

今後の対応についてですが、文化の発信と観光振興、文化の保存という役割を社会教育課が行っていますが、それを分担してい

こうということでよろしいのでしょうか。学芸員の仕事は忙しそうなので分担することは良いことだと思いますが、分担されたとしても学芸員の才能や資質、アイデアが生かせる組織にしていただければと思います。

宮 原 今後は歌舞伎文化の発信に舵をきっていただければと思っております。

齊 藤 伝承支援とか文化財が先ほどから出ておりますが、大きな都市に対抗して行くのには歴史とか文化を上手に利用して小鹿野町として発展していくかないと駄目だと思います。今後どういうふうにして行くのかが重要になって来ると思われますので、こういう検討をすることは良いことだと思います。ただし、行政は縦割りでございますので、これを3つに分けると責任部署がはっきりしませんので、組織を作る場合は責任部署をはっきりした段階で予算を分けるなどしてもらった方が良いと思います。

町 長 次に、(3)学校における働き方改革基本方針について、学校教育課より説明をお願いいたします。

小野指導主事 まず、これまでの経緯と趣旨からご説明いたします。近年の学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校の担う役割が拡大し続け、現在の教職員への負担軽減策では対応しきれない状況にあります。それに加え、新学習指導要領の本格実施に伴う新たな教育課程への対応、国が進めるICT化の推進への対応などにより、更なる時間の確保が必要になってきています。

また、埼玉県教育委員会の平成28年度教職員の勤務状況調査によると、勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合は、小学校78.5%、中学校81.2%、高校全日制54.2%、特別支援学校35.9%でした。さらに、勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合は、小学校23.4%、中学校31.6%、高校全日制10.8%、特別支援学校3.5%と、教諭の在校時間の長時間傾向が明らかとなりました。そういう中で「『授業やその準備に集中できる時間』、『子供と接する時間』及び『自ら専門性を高めるための時間』の確保、教職員の健康維持増進」が課題となっており、これらの課題に早急に対応していく必要があります。

そのような中で小鹿野町教育委員会は、これまでに埼玉県教育委員会がまとめた「学校における負担軽減検討委員会報告書」

(平成24年3月)を参考に、文書作成や調査回答事務の効率化、放課後に部活動を実施しない日、会議・研修会の厳選等に取り組んでまいりました。また、平成27年度には「ふれあいデー」の設定、平成30年度には「業務改善検討委員会の設置及び業務改善ポリシー「小鹿野町立学校等の働き方改革の推進」(別紙)を策定し、教職員個々の小さな負担軽減の蓄積をキーワードとして、教職員の業務改善と併せ、業務の効率化に取り組んできたところです。

平成30年6月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成31年1月に中央教育審議会の答申において児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うため「学校における働き方改革」の総合的な方策が示されました。それを受け、文部科学省は「在校等時間」の超過勤務の上限を原則1か月当たり45時間以内、1年当たり360時間以内等と勤務時間の上限の目安を示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を示しました。

さらに、埼玉県議会平成31年2月定例会における附帯決議による教職員の負担軽減や、産業医との面接などの心理的ケアの実施など、効果的な対策による教職員のトータルケア体制も踏まえて、県公立学校の「学校における働き方改革基本方針」が策定されました。これらを受けて、小鹿野町教育委員会は「学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、今後も教職員が持てる力を最大限発揮し、生き生きと子供たちの指導に専念できるよう教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教育の質の維持向上に取り組んでまいります。

次に小鹿野町「学校における働き方改革基本方針」の概要についてですが、今回は質的なものに加えて量的なもの目標としております。ガイドラインの1つ目として超過勤務時間の上限を月45時間以内、年360時間以内という数値を挙げております。これを上限として、これを超えないように勤務をするということになります。また2つ目として業務効率の向上ということで、一人一人の時間意識を高めていくことと、業務サイクルを向上させるということに取り組んでいくことで6月に策定をし全教職員へ配布をして各学校で周知・研修を行っていただいております。具体的な目標については、4本柱で作成いたしました。

1つ目として教職員の健康を意識した働き方改革の推進ということでワークライフバランスの推進に取り組んでまいります。また、職場環境の整備ということで休暇等を取りやすい職場環境を整えるということです。2つ目は教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減ということで、進行管理の改善、業務リサイクルを効率化となっております。また、研修及び会議の縮減でございます。3つ目として、教職員の負担軽減のための条件整備ということで出退勤管理システムによって在校時間の把握をすること、それから人員配置ということで町の会計年度任用職員として学習指導員や生活指導補助員、またスクールサポートスタッフの配置を推進する。それから、業務の効率化の推進ということで町内ネットワークの活用及び今後導入予定の校務支援システムの導入を推進していく。4つ目として保護者や地域への理解と連携の促進ということで、働き方改革のねらいや意図の周知、学校支援体制の充実ということで様々な地域人材の活用を視点しております。

昨年11月に業務改善に関する教職員アンケートを実施いたしました。先ほどの業務改善ポリシーの項目に近いものをアンケートの方でとった訳ですけども、教職員は時間への意識が甘い部分がありますが、アンケート結果から見ますと帰る時間の設定や出退勤の時間に関しては意識が大変高まっております。定時で退庁

するように心掛けているという職員が9割を超えているなど、大変素晴らしい意識の高まりというものはございますが現状はここまで行っておらず、今年度の4月・5月に関しては臨時休業中でしたので超過時間は非常に少ない、全体としても50時間くらいの超過時間でありましたが6月には学校が再開をして、45時間を超える超過時間の教職員の割合が小中学校を合わせて6割以上となっております。中には80時間を超えている教職員も居りました。大変課題は多いところではありますが各学校とも業務改善に向けて取り組んでおります。

町 長

はい、ご苦労さまでした。ただいま、小野指導主事から説明をいただきました。これについて委員の皆さんからご意見等をいただきたいと思いますので宜しくお願ひします。

教育長

これまで超過勤務時間の削減に色々な取り組みをしてきましたけれども、目に見えて成果が上がったのが1つには出退勤の記録の見える化です。これはかなり効果がありました。これを取り入れてから出退勤時間が早くなりました。それともう一つが校務支援システムです。これは教員の事務処理量を大幅に効率化していくものです。このシステムが入っている学校の職員が、このシステムがない市町村には行きたくないと言うくらいですので効率的に事務処理ができます。これも出来るだけ早期に導入したいというふうに考えております。

宮 原

教育委員会なり周りがチーム学校を評価する、一人の優秀な頑張っていると思われる先生が、どれだけチーム作りに貢献しているか、その学校の中で影響力を持たせている先生を評価するような形が前面に出てくると働き方も変わらのかなと最近感じております。

中 山

国の働き方改革を理解していない保護者が多いと思うので、その事を保護者に分かってもらわないと学校に苦情が出てきてしまって、先生は頑張っているのに保護者の理解が得られない状態になってしまします。

町 長

次に、(4) G I G Aスクール構想の進捗状況について、学校教育課より説明をお願いいたします。

学校教育課長

G I G Aスクールにつきましては現在2つの事業として取り組んでおります。小中学校のタブレット端末導入事業と小中学校の情報通信ネットワーク環境整備工事の2本で進んでおります。

タブレット端末導入事業の概要です。タブレット端末の購入が808台で、小学校用が483台、小学校用につきましてはF U J I T S U A R R O W S TABということで、落としても割れないような強い物になっております。中学校用につきましては325台がLENOVO IDEAPADでソフトがセットになったG I G Aスクールパックとなっております。次にモバイルルー

ターの購入が69台、こちらはネットワーク環境が整っていない世帯が69世帯あるため、そちらへの対応として購入いたします。モバイルルーターについてはシムフリーとなっており契約については各家庭で行っていただき通信料も各家庭の負担となり、モバイルルーターのみの貸し出しとなります。続きましてタブレット端末設定業務については931台ございまして、内訳として新規分が808台、既存分が123台となります。スケジュールにつきましては、7月30日に町長と教育長の決裁をいただきました。8月の下旬に入札を行い仮契約いたします。9月に議会の議決を経て本契約となり、1月に利用開始となる予定でございます。

次にネットワーク環境整備工事についてですが、ネットワーク機器設置工事として、無線アクセスポイント設置工事・L2スイッチ設置工事・庁舎サーバー室改修工事・ネットワーク構築作業がございます。また同時に電源保管庫設置工事ということで、44台収納用が20台、22台収納用が7台、全部で27台を各学校に設置していきます。またLAN工事ですが、既設のものを残しながら更に3,540m(5校分)の工事を実施していく予定でございます。こちらにつきましても本日決裁をいただきました。こちらも8月下旬に入札・契約を行い翌年2月の利用開始を予定しております。

町 長

はい、ご苦労さまでした。ただいま、学校教育課長から説明をいただきました。これについて委員の皆さんからご意見等をいただきたいと思いますので宜しくお願ひします。

町 長

次に、(5) 学校休業期間中及び再開後の児童生徒の生活に関するアンケート結果についてを議題といたします。

武藤学校教育
相談員

この生活に関するアンケートにつきましては、新型コロナウイルスの感染防止ということで今までに経験のない3か月の休校がございました。この間、子どもたちがどのような生活環境の中でどのような思いを持って過ごしたのかというものを少しでも把握したい、明らかにしたい。また、6月から学校がスタートした訳ですが、3か月の休校を受けて学校生活をどのようにスタートしたのか、その1か月間の生活の課題を把握して今後の指導に役立てる目的で実施いたしました。実施対象は町内の4小学校4年生から6年生275名と、中学校1年生から3年生までの299名となっております。調査期間は6月29日から7月8日に実施いたしました。

次に結果の概要についてです。まず1番目の3か月の休業中の過ごし方についてです。小学校では1人で過ごす子が11%で30人、中学校では29%86人でした。2番目の規則正しい生活については小学校が85%、中学校が63%ができた・だいたいできたという結果となっております。今後できなかつた子どもについては、家庭との連携を強化して行って生活を立て直すということが課題となっております。3番目の勉強への取組についてです。これは週1回等の登校日を設定した小鹿野町は、この成果が

よく出ていると思われる数値となっております。小・中学校とも半数以上が時間を決めて勉強に取り組めたというのが、小学生が 88%、中学生が 66% という結果になっております。何をすればよいかわかっていたというものが小学生 94%、中学生 85% ということで、これも週 1 回程度の登校日の成果と各学校の教員の成果かなと思われます。内容別に見ますと、小学校では学校から配布された課題が 29% で 1 番多かったです。2 番目に自学ノートに取り組んだが 27% おりました。この自学ノートは小鹿野町独自の取組で、小学生が自学ノートを持って自分で課題を見つけて積極的に取り組むというノートです。これは、これまで小学校で自学ノートに取り組んできた成果だと思われます。この結果を見ると今後更に自学ノートへの取り組みを強化していくと、中学生の進んで取り組む自主的な学習につながっていく訳です。ということで、小学校での更なる自学ノートへの取り組みの強化と、それを受けた中学生への自主的な学習への取り組みにつながっていくと思われます。4 番目の何をやって過ごすことが多かったですかについては、小学校も中学校も TV やゲームです。中学校は、それに加えてスマホやインターネットが多かったです。小学校では半数以上の 53% が TV やゲームで過ごしました。中学校では TV ・ ゲームとスマホ・インターネットを合せると 74% という結果となりました。この結果を見ると、子どもたち自身に自分の生活を組み立てるという力を育んでいくことが重要課題であると思われます。このことについては一長一短でできるものではありませんので、意図的に計画的な取り組みを小鹿野町として行って行く必要性が明らかになりました。5 番の休み中の心配事ですが、小学生は 41% が勉強、 23% が友達のこと。中学生では 66% が進路、 19% が勉強という結果がでました。今後、児童生徒が勉強に関して「どんなことをすればよいか」という、自学する力を育むことで心配感を軽減できるというふうに分析いたしました。6 番目の学校の楽しみ、7 番の学校生活での不安や困りごとですが、小学生は楽しいのは友達との交流で、不安や困りごとは友達との関係です。中学生も楽しみは小学生と同じで、不安や困りごとは勉強や部活でした。中学生にとって部活動が大きなウエイト占めていることが明らかになりました。小学生も中学生も友人関係が楽しい・不安に影響していることがわかりました。今後、人間関係づくりの力を育てていきたい。集団生活では対人関係のトラブルを避けてとおることはできませんので、人間関係づくりの力を育てたいと思います。また、自己有用感があれば、少しくらいな悩み事も耐える力になると思いますので、小鹿野町の子供が自分の良さを自覚して、それを信じて取り組んでいくというふうに育てて行きたいと思います。

町 長

はい、ご苦労さまでした。ただいま、生活に関するアンケート調査の結果につきまして説明をいただきました。これについて委員の皆さんからご意見等をいただきたいと思いますので宜しくお願ひします。

教育長

この結果を見て1番インパクトがあったのが、小学生の「勉強は何をやればよいかわかつっていた」が94%、これは凄いと感じました。各小学校が頑張ってくれた結果であると思っております。わかつたと思っていることが大事であります。

次に気になったことがあります。中学校で「楽しい理由」の27%が部活動、「楽しくない理由」の44%が部活動、「不安や困りごと」の20%部活動という結果がでており、中学校の中で部活動というのは比重の大きな時間である訳で、開始1か月でこの数値がでるのは理解しにくい結果になっています。このあと少しずつ見て行きたいと思います。子供たちの部活動の位置づけが変わって来たように思います。

中 山

週1回の登校日を設けてもらったおかげで、宿題を1週間以内にやって行くという気持ちが子供の中にあった。プリント量も割と多かったので頑張ってやってくれて良かった。

以上で教育総合会議を終了

閉会 午後5時02分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月16日

教育長 签名、浩